

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	あん摩マッサージ指圧師	担当部局・担当課室	医政局医事課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項	類型	講習研修
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業の創設時の趣旨</p> <p>あん摩マッサージ指圧師の養成は、あん摩マッサージ指圧師として求められる基本的な能力を修得することを目的とし、あん摩マッサージ指圧師の国家試験を受験するための条件として、厚生労働大臣又は文部科学大臣が指定した学校養成所での教育を求めるものである。</p> <p>あん摩マッサージ指圧師として必要な能力を効果的に身に付けることは、国民が安全・安心して受けることができる医療提供体制の確保の観点からも重要である。養成の確実な実施を確保するには、養成を行うことが可能な施設・設備・体制等を備えた施設で実施される必要があるため、その基準を国が定め、基準を満たす施設のみを指定して養成を実施している。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>指定された施設（学校養成所）は、法令で定めたカリキュラムに従って、学生・生徒に対して養成を実施する。</p>		
事務・事業の目的	「事務・事業の概要」を参照。		
関連する政策目標等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</li> <li>・施策大目標Ⅱ 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること</li> <li>・施策中目標Ⅰ－Ⅱ－Ⅱ 医療従事者の資質の向上を図ること</li> </ul>		
法人の指定等の状況	－		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし。		
料金等・積算根拠	－		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <p>学校養成所の指定件数 170 施設</p>		

	<p>○事業収入（令和3年度） 特になし。</p>
国からの補助金等	○補助金・委託費等（令和3年度予算）：なし
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>●指定基準等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会情勢や求められる能力の変化等を踏まえて、必要に応じ、教育カリキュラムの内容も含めた指定基準等について見直しを行ってきている。</li> </ul>
事務・事業の必要性・有効性等	<p>●事務・事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あん摩マッサージ指圧師として必要な能力を効果的に身に付けることは、国民が安全・安心して受けることができる医療提供体制の確保の観点からも重要である。養成の確実な実施を確保するには、養成を行うことが可能な施設・設備・体制等を備えた学校養成所で実施される必要がある。</li> </ul> <p>●事務・事業の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あん摩マッサージ指圧師として必要とされる能力を身につけるため、修業年限、カリキュラム等の基準を定めて指定を行っており、妥当である。</li> </ul> <p>●事務・事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定基準（カリキュラム）の中に、実習や実地での研修を含めており、知識のみならず、技術面での教育を受けることができるようになっており、看護師等として必要な能力を効果的に身に付けるために有効なものである。</li> </ul>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>○指定等を行う妥当性 「事務・事業の必要性」を参照。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>●指定等の基準の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あん摩マッサージ指圧師の養成の確実な実施を確保する観点から、養成を行うことが可能な施設・設備・体制等を備えた施設の指定基準を法令等で明確にしており、必要に応じて審議会等において専門家、関係者等の意見を踏まえながら見直しを行っている。また、施設から申請があった場合には、指定基準を満たしていれば指定を行っており、指定を満たさない場合等には指定を取り消すこととしており、本指定基準は妥当なものである。</li> </ul> <p>●実施主体としての指定等法人の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国で策定した指定基準を満たす施設のみを指定しているため、指定を受けた養成所は、実施主体として適格である。</li> </ul>
政策効果の把握の手法及びその結果	<p>あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師 学校養成施設等カリキュラム等改善検討会</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p>	<p>特になし。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし。</p>
<p>評価結果の総括 （現状分析 （事務・事業の評価） と今後の方向性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本制度は、養成を実施するに当たって最低限必要な施設・設備・体制等を備えた施設のみを指定して養成の実施を認めるものであり、養成の確実な実施を確保する観点から必要なものである。</li> <li>● 今後は、社会情勢や求められる能力の変化等を踏まえて、必要に応じ、指定基準や指定の種類について見直しを行っていききたい。</li> </ul>
<p>備考</p>	